

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐倉市長

## 公表日

令和6年3月29日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の内容	<p>当市は、予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の予診票の発行を行う。また、任意接種であるが公費助成を行っている予防接種についての資格確認を行う。</p> <p>乳幼児の定期予防接種については原則全額公費助成のため自己負担金は発生しない。高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌は自己負担あり(生活保護受給者は費用免除)</p> <p>任意予防接種については、一定額を公費助成し、自己負担額が発生する。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予診票の発行等を行う。</p> <p>母子保健法に基づき、妊娠届出を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。妊娠届出は、窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領し、妊婦本人であることを確認する。</p> <p>養育医療の給付を受けようとする者の申請により、養育医療の必要性を判断し、給付の決定を行い、未熟児への保健指導を行う。</p> <p>妊産婦又は乳児もしくは幼児に対する健康診査を行い、受診勧奨及び必要な保健指導を行う。</p> <p>健康増進法に基づき、健康増進事業として実施する健康診査及びがん検診等の対象となる住民の確認を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)等を用いて、特例臨時接種として実施した予防接種の対象者名簿及び接種記録の管理を行う。</li> <li>・被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>



システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :中間サーバへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、若しくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 同一統合パッケージシステム、健康管理システム、介護保険システム、中 ) 間サーバ</p>



システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者及び接種記録の管理</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の作成</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (健康管理システム )
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</li> <li>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (他のシステムとは接続しない )
3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル (4) 養育医療給付ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 番号法第19条第6号(委託先への提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2、3の項)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項)            :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子保健包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)            :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p>	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康推進部 健康推進課、母子保健課、こども支援部 こども家庭課	
②所属長の役職名	健康推進課長、母子保健課長、こども家庭課長	
7. 他の評価実施機関		



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当該市町村の区域内に居住する予防接種の対象となる者
その必要性	予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 識別情報: 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■ 連絡先等情報: 予防接種対象者の居住地、連絡先を把握するために保有</li> <li>■ 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 接種費用助成の要件確認を行うために保有</li> <li>・健康・医療関係情報(予防接種に関する情報)</li> <li>・予防接種の接種実績、接種料金を把握するために保有</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康推進部 健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、社会福祉課、健康保険課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（医療保険者） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（同一統合パッケージシステム・ワクチン接種記録システム（VRS））	
③使用目的 ※	・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成、任意予防接種の費用助成等に関する事務の実施。	
④使用の主体	使用部署	健康推進部 健康推進課、母子保健課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成等に使用する。 ・任意予防接種の費用助成申請書等の受付、助成等の決定に使用する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	・住民からの費用助成申請書等の内容と住民基本台帳を突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の2の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市に居住する予防接種の接種者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市に居住する予防接種の接種者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 母子保健ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当該市町村の区域内に居住する妊産婦又は乳児若しくは幼児
その必要性	母子保健に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 識別情報: 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■ 連絡先等情報: 妊産婦又は乳児若しくは幼児の居住地、連絡先を把握するために保有</li> <li>■ 業務関係情報 ・健康・医療関係情報(母子保健に関する情報) : 妊娠届出内容、母子手帳の情報、妊婦・乳幼児健診結果等を把握するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康推進部 母子保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 同一統合パッケージシステム、サービス検索・電子申請機能 )	
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出、母子手帳交付申請の受理、受診票、受診結果通知、母子手帳の交付等の妊産婦健診管理に関する事務の実施</li> <li>・受診票、受診結果通知等の乳幼児健診管理に関する事務の実施</li> <li>・母子保健指導管理に関する事務の実施</li> </ul>	
④使用の主体	使用部署	健康推進部 母子保健課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出内容、母子健康手帳・妊婦・乳児健診受診票の発行情報、妊婦健康診査の受診結果の登録に使用する。</li> <li>・出生情報、保護者の健康状態等の登録に使用する。</li> <li>・乳幼児健康診査・相談・教室・訪問指導の対象者の抽出及び、実施結果の登録に使用する。</li> </ul>
	情報の突合	・届出内容と既存住民基本台帳情報を突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ul>
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している



⑥再委託事項

システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)健康診査ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業(健康診査・がん検診・保健指導等)対象者
その必要性	健康増進事業(健康診査・がん検診・保健指導等)の対象者管理や受診情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■識別情報: 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> <li>■連絡先等情報: 健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民の居住地、連絡先を把握するために保有</li> <li>■業務関係情報 ・健康・医療関係情報(健康診査に関する情報): 健診結果を把握するために保有 ・医療保険関係情報(国民健康保険資格情報)、生活保護・社会福祉関係情報: 健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認をするために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康推進部 健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、健康保険課、市民税課、社会福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 同一統合パッケージシステム )	
③使用目的 ※	健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認をするため。	
④使用の主体	使用部署	健康推進部 健康推進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>＜選択肢＞</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか判断するために使用する。
	情報の突合	健康診査等の受診を希望する住民と住民基本台帳を突合し、健康増進事業対象者であるかを判定する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <ul style="list-style-type: none"> <li>＜選択肢＞</li> <li>1) 委託する</li> <li>2) 委託しない</li> </ul> ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>＜選択肢＞</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ] <ul style="list-style-type: none"> <li>＜選択肢＞</li> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ul>
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業



保管場所 ※

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
  - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
  - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 養育医療給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当該市町村の区域内に居住する出生体重が2000グラム以下、又は在胎週数37週未満で生まれた乳児
その必要性	養育医療給付の実施に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	■ 識別情報: 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ■ 連絡先等情報: 母子保健法第20条に基づく養育医療給付を受けようとする住民の居住地、連絡先を把握するために保有 ■ 業務関係情報 ・健康・医療関係情報(健康診査に関する情報)、医療保険関係情報: 養育医療給付、自己負担額を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	こども支援部 こども家庭課、健康推進部 母子保健課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 同一統合パッケージシステム )	
③使用目的 ※	母子保健法第20条に基づく養育医療を受けようとする住民の自己負担額の決定を行うため。	
④使用の主体	使用部署	こども支援部 こども家庭課、健康推進部 母子保健課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		母子保健法第20条に基づく養育医療を受けようとする住民の自己負担額の決定を行うために使用する。
	情報の突合	自己負担額を決定するため、申請内容と地方税関係情報を突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない ] <選択肢> ( ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 予防接種ファイル

1 宛名番号、2 更新者、3 更新日、4 更新時間、5 体質的理由1、6 体質的理由2、7 接種コード、8 接種回数、9 接種・予診日、10 年度、11 性別、12 接種日年齢、13 年度末年齢、14 基準日年齢、15 受診時国保区分、16 対象外判定、17 接種判定、18 混合接種何種、19 請求日(月)、20 実施医療機関、21 接種番号、22 接種会場、23 問診医、24 接種医、25 所属、26 Lot.No、27 接種量、28 発赤 反応長径、29 発赤 反応短径、30 硬結 反応長径、31 硬結 反応短径、32 二重発赤 反応長径、33 二重発赤 反応短径、34 所見、35 判定、36 精密検査結果、37 抗体価検査、38 特記事項、39 未接種理由、40 予診フラグ、41 実施区分、42 優先接種対象者等分類、43 年齢区分、44 保存剤の添加有無、45 インフルエンザ区分、46 調定日、47 実費徴収区分、48 肺炎球菌種類、49 65歳未満接種理由、50 ワクチン名、51 検定合格日、52 有効年月日、53 製薬会社名、54 和暦年度、55 接種日、56 接種済証交付有無、57 予備項目1、58 予備項目2、59 予備項目3、60 接種区分、61 西暦年度、62 実施日、63 クーポン、64 接種(実施)判定、65 接種(実施)医、66 抗体検査方法、67 抗体価、68 抗体価単位、69 抗体検査判定結果、70 抗体検査番号、71 HPV過去ワクチン確認結果、72 抗体価範囲

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・接種判定 ・接種会場 ・問診医 ・接種医 ・接種量 ・未接種理由 ・予診フラグ ・特記事項 ・調停日 ・VRS取込日 ・VRS移出日 ・3回目接種券出力日 ・4回目接種券出力日 ・5回目接種券出力日 ・6回目接種券出力日 ・7回目接種券出力日

・ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓、別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 母子保健ファイル

1 西暦年度、2 宛名番号、3 訪問日、4 更新情報 ユーザーコード、5 更新年月日(西暦)、6 更新時間、7 健診判定、8 母親宛名番号、9 親子SEQ、10 性別、11 生年月日、12 日齢、13 実施時国保区分、14 受診番号、15 請求月(日)、16 医療機関、17 特記事項、18 第何子、19 履歴番号、20 世帯区分、21 屋の保護者、22 訪問時身長、23 訪問時体重、24 胸囲、25 頭囲、26 カウプ指数、27 身長区分、28 体重区分、29 胸囲区分、30 頭囲区分、31 カウプ指数区分、32 栄養法、33 栄養哺乳力、34 気になる状況、35 訪問者、36 医者、37 依頼日、38 訪問担当者、39 訪問先住所、40 訪問先電話番号、41 訪問状況、42 栄養方法、43 相談内容、44 支援結果、45 支援理由、46 未訪問理由、47 把握経路、48 健康さくら21、49 訪問区分、50 在胎週数、51 子育て不安・悩み有無、52 不安や悩みの内容、53 相談者の有無、54 養育医療該当、55 EPDS得点、56 ×新生児聴覚検査実施有無、57 新生児聴覚検査実施結果、58 検査方法、59 再検査実施有無、60 精密検査実施有無、61 診断名、62 新生児聴覚検査実施有無、63 検査方法(再検査)、64 SEQ、65 病歴 日齢、66 病歴 病名、67 受診日、68 相談者、69 訪問結果、70 月齢、71 身長、72 体重、73 離乳回数、74 離乳完了、75 乳児の一般状態、76 目判定、77 耳判定、78 総合判定、79 その他の判定、80 問診1、81 問診2、82 問診3、83 問診4、84 問診5、85 問診6、86 問診7、87 問診8、88 問診9、89 問診10、90 問診11、91 問診12、92 問診13、93 問診14、94 問診15、95 問診16、96 問診17、97 問診18、98 問診19、99 問診20、100 生活リズム 6時、101 6時、102 生活リズム 7時、103 7時、104 生活リズム 8時、105 8時、106 生活リズム 9時、107 9時、108 生活リズム 10時、109 10時、110 生活リズム 11時、111 11時、112 生活リズム 12時、113 12時、114 生活リズム 13時、115 13時、116 生活リズム 14時、117 14時、118 生活リズム 15時、119 15時、120 生活リズム 16時、121 16時、122 生活リズム 17時、123 17時、124 生活リズム 18時、125 18時、126 生活リズム 19時、127 19時、128 生活リズム 20時、129 20時、130 生活リズム 21時、131 21時、132 生活リズム 22時、133 22時、134 生活リズム 23時、135 23時、136 生活リズム 24時、137 24時、138 生活リズム 1時、139 1時、140 生活リズム 2時、141 2時、142 生活リズム 3時、143 3時、144 生活リズム 4時、145 4時、146 生活リズム 5時、147 5時、148 起床時間、149 就寝時間、150 首すわり、151 追視、152 把握、153 寝返り、154 聞こえ、155 喃語、156 保健師相談判定、157 保健師相談内容、158 面接者、159 栄養士相談判定、160 栄養士相談内容、161 保健康さくら21、162 保健康さくら21、163 母親学級の受講、164 産後、退院後の指導・ケア、165 妊娠中の喫煙(母親)、166 妊娠中の喫煙本数(母親)、167 現在、喫煙していますか(母親)、168 現在の喫煙本数(母親)、169 現在、喫煙していますか(父親)、170 現在の喫煙本数(父親)、171 妊娠中の飲酒(母親)、172 生後1か月時の栄養法、173 この地域で子育てをしたい、174 お父さんは育児をしていますか、175 ゆったりした気分で過ごせる時間、176 育てにくさを感じていますか、177 育てにくさを感じた時の解決方法、178 親を後追いつけることを知っている、179 数か月の間に家庭であったこと、180 揺さぶられ症候群を知っている、181 小児救急電話相談を知っている、182 かかりつけの医師を持つ、183 妊娠中働いていましたか(母親)、184 妊娠中の職場からの配慮、185 マタニティマークを知っていた、186 マタニティマークを利用したこと、187 身体面所見、188 身体面所見区分、189 精神面所見、190 精神面所見区分、191 所見、192 歯科相談判定、193 歯科相談内容、194 回数区分、195 所見内容、196 償還払い、197 支払月、198 栄養士面接者、199 歯科面接者、200 保健師面接者、201 歯健康さくら21、202 肥満度判定、203 肥満度%、204 尿糖、205 尿蛋白、206 尿潜血、207 断乳状況、208 健診の一般状態、209 精密検査有無、210 歯科医師名、211 う歯罹患数、212 生歯本数、213 処理歯本数、214 未処理歯本数、215 う歯本数、216 カリオ数値、217 カリオ色の変化、218 カリオよどみ、219 ブラーク有無、220 ブラークスコア、221 空隙有無、222 歯科所見、223 フッ素塗布、224 軟組織の異常、225 不正咬合、226 歯のよごれ、227 右上 A、228 B、229 C、230 D、231 E、232 空白、233 左上 A、234 右下 A、235 左下 A、236 歯科指導事項、237 歯科総合判定、238 朝食、239 昼食、240 夕食、241 おやつ、242 指さし、243 アイコンタクト、244 積み木、245 もってきて、246 発語数、247 発達状況、248 育児不安、249 虐待行為、250 来所予定、251 未来所理由、252 保健師判定、253 保健師相談、254 栄養判定、255 栄養相談、256 言語判定、257 言語相談、258 言語面接者、259 心理判定、260 心理相談、261 心理面接者、262 医師診察受診、263 医師診察結果、264 科目コード、265 主訴コード、266 言健康さくら21、267 心健康さくら21、268 精密検査受診日、269 受診の有無、270 受診結果、271 診断名(科目)、272 診断名(詳細)、273 受診票発行有無、274 受診票非発行理由、275 支払日、276 医師診察受診日、277 医療機関名、278 何か欲しいものがある時、指をさ、279 何か興味を持った時、指をさして、280 親に見てほしいものがあるとき、281 親に見てほしいものを、お子さん、282 親のすることをまねをしますか、283 親が離れたところにあるおもちゃ、284 いつもと違う反応がある時、親の、285 保護者による毎日の仕上げ磨き、286 四種混合(1期初回3回)の完了、287 麻しん・風しん予防接種の完了、288 浴室のドアを開けられない工夫、289 指さしするのを知っている、290 P.身体、291 M.精神、292 現在歯数、293 処置歯数、294 未処置歯数、295 むし歯本数、296 その他、297 肉肉・粘膜、298 母乳を飲んでいますが、299 哺乳びんを使っていますか、300 仕上げみがき、301 歯科医院にかかったこと、302 指しゃぶり、303 爪をかむ、304 口唇をすう、305 タオル等をくわえ、306 哺乳瓶を使う、307 口をあけている、308 幼児区分、309 健全歯数、310 サホライド塗布歯数、311 要観察歯数、312 要治療のむし歯、313 歯科受診理由、314 歯科医師、315 歯科相談、316 よい歯のコンクールの希望、317 視力一次判定、318 聴力一次判定、319 名前、320 年齢、321 誰と来たか、322 言語発達、323 発音、324 聴検方法(家庭)、325 尿検査所見、326 医師診察科目コード、327 医師診察主訴コード、328 眼科二次対象理由、329 眼科二次予定日、330 眼科二次来所日、331 眼科二次結果、332 眼科二次精健理由、333 眼科精健受診日、334 眼科精健結果、335 眼科精健診断名、336 聴力二次対象理由、337 聴力二次予定日、338 聴力二次来所日、339 聴力二次結果、340 聴力二次精健理由、341 聴力精健受診日、342 聴力精健結果、343 聴力精健診断、344 尿精健受診日、345 尿精健受診の有無、346 尿精健受診結果、347 尿精健診断名(科目)、348 尿精健診断名(詳細)、349 医師精健受診日、350 医師精健受診の有無、351 医師精健受診結果、352 医師精健診断名(科目)、353 医師精健診断名(詳細)、354 眼科一次処遇、355 聴力一次処遇、356 眼科二次対象理由1、357 眼科二次対象理由2、358 眼科二次対象理由3、359 眼科精健結果1、360 眼科精健結果2、361 眼科精健結果3、362 眼科精健診断名1、363 眼科精健診断名2、364 眼科精健診断名3、365 了解(空腹)、366 了解(睡眠)、367 了解(寒さ)、368 了解(判定)、369 図形、370 色、371 描写(円)、372 描写(十字)、373 尿二次検査日、374 尿二次結果、375 遊びに加わろうとするのを知って、376 かかりつけの歯科医師を持つ、377 眼科二次精健理由1、378 眼科二次精健理由2、379 眼科二次精健理由3、380 聴力二次結果1、381 聴力二次結果2、382 聴力二次結果3、383 紹介元事業、384 紹介内容、385 詳細、386 医師の所見、387 医師以外の相談内容、388 担当者、389 担当者2、390 担当者3、391 担当者4、392 医師の診断結果、393 次回予約日、394 紹介先医療機関、395 紹介先医師の診断結果、396 処遇、397 処遇理由、398 次回フォロー事業、399 次回すくすく予定日、400 次回フォロー場所、401 次回すくすく担当者、402 新規継続、403 来所、404 終了理由、405 会場、406 保護者、407 経路、408 主な相談内容、409 所属、410 担当者コード、411 頻度、412 出欠、413 短期目標一評価、414 長期目標一評価、415 方針、416 目標達成度(スタッフ)、417 目標達成度(保護者)、418 目標1達成度(スタッフ)、419 目標2達成度(スタッフ)、420 目標3達成度(スタッフ)、421 目標4達成度(スタッフ)、422 目標1達成度(保護者)、423 目標2達成度(保護者)、424 目標3達成度(保護者)、425 目標4達成度(保護者)、426 保護者満足度、427 種別、428 相談した他課・他機関、429 事業、430 地区、431 場所、432 支援理由コード(相談)、433 対象者コード(相談)、434 相談内容コード(相談)、435 健康さくら(21)、436 健診事後指導、437 処遇結果、438 相談内容1、439 相談内容2、440 相談内容3、441 健康さくら(21)1、442 健康さくら(21)2、443 健康さくら(21)3、444 健康さくら(21)4、445 健康さくら(21)5、446 支援理由コード(訪問)、447 支援理由コード(訪問)2、448 支援理由コード(訪問)3、449 担当者コード(訪問)1、450 担当者コード(訪問)2、451 担



当者コード(訪問)3、452 対象者コード、453 対象者コード(訪問)2、454 対象者コード(訪問)3、455 相談内容コード(相談)2、456 相談内容コード(相談)3、457 担当者1、458 健康さくら21\_\_1、459 健康さくら21\_\_2、460 健康さくら21\_\_3、461 健康さくら21\_\_4、462 健康さくら21\_\_5、463 健康さくら21\_\_6、464 事業(その他)、465 支援理由コード(その他)、466 支援理由コード(その他)2、467 支援理由コード(その他)3、468 担当者コード2、469 担当者コード3、470 対象者コード(その他)、471 対象者コード(その他)2、472 対象者コード(その他)3、473 相談内容コード(その他)、474 相談内容コード(その他)2、475 相談内容コード(その他)3、476 勸奨対象事業、477 更新者、478 更新日、479 履歴判定、480 届出日、481 届出日年齢、482 届出時国保区分、483 母子手帳交付日、484 母子手帳交付日年齢、485 別冊番号、486 多胎妊娠 親子SEQ、487 父親宛名番号、488 ×別冊番号、489 多胎妊娠 何何子、490 多胎妊娠 履歴番号、491 届出場所、492 治療中の病気有無、493 治療中の病気、494 多胎有無、495 相談希望有無、496 訪問希望有無、497 ハイリスクチェック、498 ハイリスク理由、499 備考、500 死流産届、501 死流産日、502 困ったり不安なこと、503 妊娠が分かった時の気持ち、504 禁煙状況 本人、505 禁煙状況 家族、506 母親学級の受講予定、507 飲酒状況、508 別冊1受付No(使用なし)、509 父親職業、510 分娩予定日、511 妊娠週数、512 出産予定場所、513 帰省先住所、514 医師名、515 性病検診有無、516 結核検診有無、517 妊娠中の状況、518 たばこ 喫煙区分、519 喫煙開始年齢、520 喫煙終了年齢、521 喫煙本数、522 ハイリスク有無、523 妊娠回数、524 日曜開庁時の届出、525 届出者、526 面接実施、527 就労状況、528 死流産届出週数、529 内服治療、530 不妊治療の有無、531 EPDS得点、532 ハイリスク「その他」内容、533 ケース会議開催予定、534 人工中絶回数、535 協力者の有無、536 ケース会議開催日、537 援助計画書、538 面談者、539 届出内容、540 BMI、541 面接時間(分)、542 パートナーの気持ち、543 受講日、544 受講日年齢、545 受診時国保区分、546 請求日(月)、547 実施事業、548 内容、549 夫の参加の有無、550 職業、551 現病歴、552 受講動機、553 受講日1、554 本人の参加1、555 夫の参加1、556 受講日2、557 本人の参加2、558 夫の参加2、559 受講日3、560 本人の参加3、561 夫の参加3、562 受講日4、563 本人の参加4、564 夫の参加4、565 妊娠を知ったときの気持ち、566 妊娠や出産に対する今の気持ち、567 夫は協力的か、568 煙草を吸っているか、569 飲酒をしているか、570 相談相手、571 HBs抗原検査結果、572 超音波検診結果、573 梅毒血清反応、574 血圧(高)、575 血圧(低)、576 子宮底長、577 浮腫、578 HTLV-I 抗体検査、579 クラミジア抗原検査、580 追加検査、581 今後の方針、582 受講時国保区分、583 出産日、584 産後〇日、585 契約有無、586 医療機関名(一覧にない場合)、587 時期、588 回数、589 精神疾患既往・服薬歴、590 (質問票Ⅱ)EPDS得点、591 (質問票Ⅱ)EPDS 質問10、592 (質問票Ⅲ)質問3、593 (質問票Ⅲ)質問5、594 その他・診察結果、595 判定、596 支援日、597 1週間以内の支援、598 支援方法、599 首がすわっている、600 首がすわっている できない、601 あやすとよく笑う、602 あやすとよく笑う できない、603 音のするほうへ顔を向ける、604 音のほうへ顔を向ける できない、605 寝返りをする、606 寝返りをする できない、607 おすわりができる、608 おすわりができる できない、609 手をのばしてものをつかむ、610 ものをつかむ できない、611 話しかけるような声を出す、612 話しかけるような声 できない、613 はいはいをする、614 はいはいをする できない、615 自分でつかまり立ちをする、616 つかまり立ちをする できない、617 指で小さいものをつかむ、618 小さいものをつかむ できない、619 ひとり遊びができる、620 ひとり遊びができる できない、621 呼びかけると振り向く、622 呼びかけると振り向く できない、623 つたい歩きをする、624 つたい歩きをする できない、625 バイバイなどの身振りをする、626 バイバイなどの身振り できない、627 音楽にあわせてからだを動かす、628 音楽にあわせて動かす できない、629 簡単な言葉がわかる、630 簡単な言葉がわかる できない、631 ひとりで上手に歩く、632 ひとりで上手に歩く できない、633 ママなどの意味のある言葉を話す、634 意味のある言葉を話す できない、635 自分でコップを持って水を飲む、636 コップを持って飲む できない、637 走る、638 走る できない、639 スプーンを使って自分で食べる、640 スプーンを使う できない、641 なぐり書きができる、642 なぐり書きができる できない、643 2語文をいう、644 2語文をいう できない、645 衣服の着脱をする、646 衣服の着脱をする できない、647 自分の名前を言う、648 自分の名前を言う できない、649 神経芽細胞腫有無、650 神経芽細胞腫結果、651 最新母子事業利用、652 健診種別、653 最新次回予定日、654 予備1、655 予備2、656 予備3、657 予備4、658 予備5、659 予備6、660 予備7、661 予備8、662 予備9、663 予備10、664 出生時体重、665 出生時身長、666 要支援状態(保健師)、667 要支援状態(言語)、668 要支援状態(栄養)、669 目標1(スタッフ)、670 目標2(スタッフ)、671 目標3(スタッフ)、672 目標4(スタッフ)、673 目標1(保護者)、674 目標2(保護者)、675 目標3(保護者)、676 目標4(保護者)、677 支援状況、678 始歩、679 要支援状態(歯科)、680 支援事業、681 次回予定日、682 次回予定日方法、683 次回担当者、684 職種、685 評価日 FROM(短)、686 評価日 TO(短)、687 目標1(短)、688 目標2(短)、689 評価日 FROM(長)、690 評価日 TO(長)、691 目標1(長)、692 目標2(長)、693 既往歴 月齢、694 病名、695 歯科発達状況 月齢、696 実施自治体区分、697 新生児聴覚検査日、698 新生児聴覚再検査日、699 新生児聴覚精密検査日、700 子育て応援ギフト 申請書配布状況、701 支給希望なしの理由等、702 1. 赤ちゃんをいとおしいと感じ、703 2. おろおろしてどうしていいか、704 3. 赤ちゃんのことが腹立たしく、705 4. 赤ちゃんに対して何も特別な、706 5. 赤ちゃんに対して怒りがこみ、707 6. 赤ちゃんの世話を楽しみなが、708 7. こんな子でなかったらなあ、709 8. 赤ちゃんを守ってあげたい、710 9. この子がいなくなったらなあ、711 10. 赤ちゃんをとも身近に感、712 赤ちゃんへの気持ち質問票 合計、713 1. 医師から問題があると言われ、714 2. これまでお子さんを亡くされ、715 3. 今までに心理的相談をした、716 4-1. 夫には何でも打ち明ける、717 4-2. お母さんには何でも打ち、718 4-3. 他にも相談できる人が、719 5. 経済的な不安がありますか、720 6. 今の住まいや環境に満足して、721 7. 妊娠中に家族の死亡などがあ、722 8. 赤ちゃんが泣いたりしている、723 9. 赤ちゃんを叩きたくなること、724 1. 笑うことができたし、物事の、725 2. 物事を楽しみにして待った、726 3. 物事が悪くいった時、自分を、727 4. はっきりした理由もないのに、728 5. はっきりした理由もないのに、729 6. することがたくさんあって大、730 7. 不幸せなので、眠りにくかつ、731 8. 悲しくなったり、惨めになつ、732 9. 不幸せなので、泣けてきた、733 10. 自分自身を傷つけるという、734 EPDS評価点数、735 EPDS判定、736 自傷リスク、737 聴覚検査実施有無、738 聴覚検査実施結果、739 発達支援の必要性(判定)、740 その他の支援の必要性(判定)、741 親・家庭の支援の必要性(判定)、742 親子関係の支援の必要性(判定)、743 申請日、744 親子番号、745 分類、746 審査状況、747 却下理由、748 決定通知日、749 養育者宛名番号、750 養育者名、751 養育者カナ、752 養育者 郵便番号、753 養育者 住所、754 養育者 住所方書、755 養育者 カスタマーコード、756 公金受取口座利用、757 銀行コード、758 銀行名、759 銀行名カナ、760 支店コード、761 支店名、762 支店名カナ、763 口座種類、764 口座番号、765 名義人カナ、766 振込金額、767 振込日、768 産後に気づきや変化がありました、769 気がついたこと、変わったこと、770 ご自身の睡眠の状況、771 子育てのサポートをしてくれる人、772 今の気持ち)楽しいこと、やって、773 今の気持ち)知りたいこと、気に、774 M-CHAT、775 ことばの発達(判定)、776 対人関係の発達(判定)、777 ボインティング、778 (副本)診察所見一判定、779 精健依頼日、780 子育て支援の必要性の判定(栄養、781 応答(判定)、782 行動観察、783 社会性の発達(判定)、784 行動面の発達(判定)、785 眼科所見一要経過観察(か月後)、786 耳鼻咽喉科所見一要経観(か月後)、787 医師精健依頼日、788 (副本)眼科所見一判定、789 (副本)耳鼻咽喉科所見一判定、790 子育て支援の必要性の判定(言語、791 尿精健依頼日、792 眼科精健依頼日、793 聴力精健依頼日、794 視力検査、795 屈折検査、796 視診、797 眼科問診1、798 眼科一次判定、799 眼科精密理由1、800 眼科精密理由2、801 眼科精密理由3、802 眼科精密理由4、803 眼科問診2、804 眼科問診3、805 眼科問診4、806 眼科問診5、807 精健受診日、808 精健結果、809 精健区分、810 健診種類、811 把握日、812 3~4か月児健診受診日、813 3~4か月児健診 実施市町村、814 3~4か月児健診一診察所見一判、815 1歳6か月児健診受診日、816 1歳6か月児健診 実施市町村、817 1歳6か月児健診一診察所見一判、818 3歳児健診 受診日、819 3歳児健診 実施市町村、820 3歳児健診一診察所見一判定、821 時間外の届出、822 出産応援ギフト 申請書配布状況、823 浸水ランク、824 利用開始日、825 サービス区分、826 利用事業所、827 事業所その他、828 利用終了日、829 利用日数・回数、830 終了有無、831 申請時年齢、832 単胎・多胎、833 多胎児数、834 対象児宛名番号、835 対象児氏名、836 妊婦健康診査を定期的に受診して、837 健診受診施設、838 分娩

予定施設は決まっていますか、839 分娩予定施設、840 出産後、サポートをしてくれる人、841 出産に向けて楽しみなこと、やっ、842 出産に向けて知りたいこと、気に、843 出産前の面談希望有無、844 回答日、845 回答時年齢、846 出産予定日、847 おなかの中にいるお子さんの人数、848 サポートをしてくれる人(その他、849 これから楽しみなこと、やってみ、850 現在、妊娠していますか？、851 定期的を受診できない理由、852 決まっていない理由、853 産後ケア事業の利用、854 サポートをしてくれる人、855 相談希望内容、856 出生時頭囲、857 出生時胸囲、858 新生児聴覚 把握日、859 新生児聴覚 把握方法、860 新生児聴覚 契約有無、861 新生児聴覚 医療機関、862 新生児聴覚 初回検査日、863 新生児聴覚 初回検査時年齢、864 新生児聴覚 初回検査方法、865 新生児聴覚 初回結果(右)、866 新生児聴覚 初回結果(左)、867 新生児聴覚 再検査日、868 新生児聴覚 再検査時年齢、869 新生児聴覚 再検査方法、870 新生児聴覚 再検査結果(右)、871 新生児聴覚 再検査結果(左)、872 新生児聴覚 精密検査日、873 新生児聴覚 精密検査時年齢、874 新生児聴覚 精密検査結果、875 新生児聴覚 精密検査結果詳細、876 新生児聴覚 未検査理由、877 新生児聴覚 精検 未検査理由、878 新生児聴覚 支払月、879 妊婦健診回数、880 付箋赤、881 付箋青、882 付箋黄、883 付箋緑、884 付箋ピンク

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 健康診査ファイル

1 西暦年度、2 宛名番号、3 受診日、4 更新情報 ユーザーコード、5 更新年月日(西暦)、6 更新時間、7 性別、8 受診日年齢、9 年度末年齢、10 基準日年齢、11 受診時国保区分、12 総合検診区分、13 受診番号、14 実施医療機関、15 請求日(月)、16 体重、17 標準体重、18 BMI、19 体脂肪率、20 腹囲、21 血圧上、22 血圧下、23 赤血球数、24 白血球数、25 ヘモグロビン、26 ヘマトクリット、27 ALP値、28 GOT値(AST)、29 GPT値(ALT)、30  $\gamma$ -GTP値(GGT)、31 尿酸、32 空腹時血糖、33 随時血糖、34 HbA1c値、35 フルクトサミン、36 総コレステロール、37 HDLコレステロール、38 LDLコレステロール、39 中性脂肪、40 クレアチニン、41 尿酸、42 尿素窒素、43 保健指導対象者グループ、44 精検受診日、45 精検診断名、46 精検指導区分、47 特記事項、48 自覚症状有無、49 身長、50 握力 右、51 握力 左、52 視力 右、53 視力 左、54 矯正視力 右、55 矯正視力 左、56 聴力 右1000H、57 聴力 左1000H、58 聴力 右4000H、59 聴力 左4000H、60 血圧分類、61 尿蛋白、62 尿潜血、63 ウロビリノーゲン、64 食後2時間尿糖、65 尿沈査 赤血球、66 尿沈査 白血球、67 尿沈査 扁平上皮、68 尿沈査 粘液糸、69 尿沈査 塩類、70 尿沈査 細菌、71 肥満度分類、72 採血時間(食後)、73 血糖、74 随時一空腹時区分、75 血糖75g負荷30分後値、76 血糖75g負荷1時間値、77 血糖75g負荷2時間値、78 血糖75g負荷3時間値、79 血沈 1時間値、80 血沈 2時間値、81 総蛋白、82 アルブミン、83 A/G比、84 HDL率、85 コレステロール比、86 コリンエステラーゼ、87 ZTT値、88 HbA1値、89 MCH値、90 MCV値、91 MCHC値、92 アミラーゼ、93 カルシウム、94 リン、95 LDH値、96 Fe値、97 K値、98 NA値、99 尿中塩分、100 LAP値、101 総鉄結合能、102 総ビリルビン、103 直接ビリルビン、104 脂肪量、105 血小板、106 血清鉄、107 CEA値、108 AFP値、109 CA19-9、110 動脈硬化指数、111 ベーターリポ、112 全血比重、113 HBs抗体、114 HBs抗原、115 HCV抗体、116 HCV抗原、117 眼底 H、118 眼底 S、119 眼底 KW、120 総合判定、121 紹介状発行、122 受診報告、123 心電図判定、124 眼底判定、125 脂質検査判定、126 肝機能検査判定、127 貧血検査判定、128 血糖検査判定、129 腎機能検査判定、130 血液検査判定、131 1人で外出、132 日用品の買い物、133 預貯金の出し入れ、134 友人の家へ訪問、135 家族の相談にのる、136 階段をつたわずに昇る、137 つかまらずに立つ、138 15分続けて歩く、139 1年間に転んだことがある、140 転倒の不安が大きい、141 6ヵ月で3KGの体重減少、142 固いものが食べにくい、143 お茶でむせる、144 口の渇きが気になる、145 週に1回以上外出、146 昨年より外出回数が減少、147 物忘れがある、148 電話番号を調べてかける、149 今日の日付がわからない、150 生活に充実感がない、151 楽しめなくなった、152 おっくうに感じる、153 役に立つ人間だと思えない、154 疲れたような感じがする、155 握力、156 開眼片足立時間、157 歩行速度、158 口腔内の衛生状態の問題、159 嚥下回数、160 医師の判定、161 肝炎希望、162 血圧上2、163 血圧下2、164 医師判定、165 HCV-RNA、166 心電図検査、167 眼底検査、168 HbA1c検査、169 貧血検査、170 指導事項、171 提出同意、172 判定、173 負担金、174 支払月、175 喫煙状態、176 肝炎検査、177 HCV抗体値、178 HCV抗体判定、179 基本女性区分、180 留意事項、181 医療の必要性、182 生活機能低下、183 健康手帳交付、184 HbA1c値(NGSP)、185 non-HDLコレステロール、186 眼底 WONG、187 眼底 DAVIS、188 食事をかんで食べるときの状態、189 朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、190 情報提供の方法、191 初回面接実施、192 支援相当該当区分、193 SEQ、194 自覚症状、195 学理的所見、196 診断名、197 指導区分、198 心電図所見、199 ミネソタコード、200 眼底所見、201 フィルム番号、202 一次所見1、203 一次部位名1、204 一次所見2、205 一次部位名2、206 検査方法、207 医療機関(二読)、208 生検有無、209 所見の部位、210 所見の位置、211 所見の出現、212 一次診断病名、213 ホルモン剤使用、214 避妊器具使用、215 子宮内膜掻爬、216 頸部細胞診断、217 頸部指示区分、218 体部臨床診断、219 体部指示区分、220 受診歴、221 スメアNO、222 頸部臨床診断、223 クーポン券、224 検診受診歴、225 ベセスダ分類、226 細胞所見、227 細胞所見その他、228 検体不適正理由、229 検体不適正理由その他、230 ヒトパピローマウイルス、231 指示、232 ベセスダ分類 扁平上皮系、233 ベセスダ分類 腺系、234 ベセスダ分類 その他、235 臨床所見、236 集検受診歴、237 自己検診、238 総合指導区分、239 甲状腺がん検診受診有無、240 甲状腺がん総合指導区分、241 乳腺判定、242 検診番号、243 MMG所見(右)、244 MMG所見(左)、245 MMG所見その他(右)、246 MMG所見その他(左)、247 MMGカテゴリ(右)、248 MMGカテゴリ(左)、249 MMG判定、250 US番号、251 超音波所見(右)、252 超音波所見(左)、253 超音波所見その他(右)、254 超音波所見その他(左)、255 超音波カテゴリ(右)、256 超音波カテゴリ(左)、257 超音波判定、258 特記事項(マンモ)、259 所見、260 乳腺所見、261 主訴、262 甲状腺診断名、263 甲状腺指導区分、264 触診所見、265 触診判定、266 マンモグラフィ所見、267 マンモグラフィ判定、268 超音波所見、269 受付番号、270 排便回数、271 下剤常用、272 便の性状、273 便潜血反応実施方法、274 便潜血反応 1日目日付、275 便潜血反応 2日目、276 便潜血反応 2日目日付、277 便潜血反応 2日目、278 ファイバー観察、279 ファイバー検査範囲、280 便虫、281 送付用検査キット使用、282 検診方法、283 実施団体、284 異常有無、285 検査結果、286 DMF18、287 DMF17、288 DMF16、289 DMF15、290 DMF14、291 DMF13、292 DMF12、293 DMF11、294 DMF10、295 DMF9、296 DMF8、297 DMF7、298 DMF6、299 DMF5、300 DMF4、301 DMF3、302 DMF2、303 DMF1、304 DMF0、305 DMF45、306 DMF44、307 DMF43、308 DMF42、309 DMF41、310 DMF40、311 DMF39、312 DMF38、313 DMF37、314 DMF36、315 DMF35、316 DMF34、317 DMF33、318 DMF32、319 DMF31、320 DMF30、321 DMF29、322 DMF28、323 DMF27、324 DMF26、325 DMF25、326 DMF24、327 DMF23、328 DMF22、329 DMF21、330 DMF20、331 DMF19、332 DMF18、333 DMF17、334 DMF16、335 DMF15、336 DMF14、337 DMF13、338 DMF12、339 DMF11、340 DMF10、341 DMF9、342 DMF8、343 DMF7、344 DMF6、345 DMF5、346 DMF4、347 DMF3、348 DMF2、349 DMF1、350 DMF0、351 セクスタンコード17・16、352 セクスタンコード11、353 セクスタンコード26・27、354 セクスタンコード37・36、355 セクスタンコード46・47、356 CPI、357 OHI16、358 OHI11、359 OHI26、360 OHI36、361 OHI31、362 OHI46、363 歯垢の平均値、364 健全歯数、365 未処置歯数、366 処置歯数、367 現在歯数、368 要補綴歯数、369 欠損補綴歯数、370 DMFT、371 口腔清潔状態、372 歯の状態、373 歯周組織の状態、374 判定区分、375 歯磨き指導の有無、376 歯や口の状態、377 症状、378 歯石除去経験、379 歯石除去時期、380 1日1回は時間をかけてみがく、381 歯のつけねをみがく、382 軽い力でみがく、383 歯間部清掃用具を使う、384 小さめのハブラシを使う、385 歯・歯ぐき・舌を自分で観察する、386 定期的に歯科検診を受ける、387 たばこ、388 出血、389 歯石、390 精検内容、391 歯が痛む・しみる、392 歯ぐきから血がでる・腫れる、393 歯ぐきが腫れる、394 口臭がある、395 食べ物がはさまる、396 かむ、味わうなどに不自由がある、397 歯や歯並びなどの外観が気になる、398 入れ歯があわない、399 その他、400 症状その他、401 口内炎が2週間以上治らない、402 妊娠中、403 病気、404 病名、405 よくかんで食べる、406 1年間に歯科医院に行ったことが、407 通院理由、408 通院その他、409 毎日歯みがきをする、410 歯みがき回数、411 ポケット(コード)、412 生活習慣や全身疾患について、413 歯垢、414 歯科治療、415 経過観察・定期健診、416 市の健康相談、417 他医療機関、418 その他の所見、419 全身的な病気、420 レントゲン番号、421 肥満度百分率、422 脂肪率、423 1次BMI、424 大たい外転筋力、425 大たい外転筋力 左、426 重心動揺 面積一右足、427 重心動揺 面積一左足、428 重心動揺 面積一両足、429 重心動揺 速度一右足、430 重心動揺 速度一左足、431 重心動揺 速度一両足、432 ビーク値比較、433 アキレス ヤングアダルト、434 同年値比較、435 アキレス SOS値、436 アキレス BUA値、437 血液検査 Ca、438 血液検査 P、439 血液検査 AI、440 DXA値、441 DXA値 F-Neck値、442 同年齢平均 DXA値、443 骨密度 第1腰つい、444 骨密度 第2腰つい、445 骨密度 第3腰つい、446 骨密度 第4腰つい、447 測定結果比較 Zスコア、448 測定結果比較 Tスコア、449 BMD、450 家族数、451 足の大きさ、452 歯の数、453 きき腕、454 労働時間 座り仕事、455 労働時間 立ち仕事、456 運動の種類、457 運動の時間、458 受診歴有無、459



手術歴有無、460 骨折歴有無、461 授乳歴有無、462 授乳歴回数、463 ダイエット有無、464 ダイエット年齢、465 その他の問診項目1、466 その他の問診項目2、467 その他の問診項目3、468 その他の問診項目4、469 その他の問診項目5、470 その他の問診項目6、471 その他の問診項目7、472 その他の問診項目8、473 その他の問診項目9、474 その他の問診項目10、475 その他の問診項目11、476 その他の問診項目12、477 その他の問診項目13、478 その他の問診項目14、479 その他の問診項目15、480 その他の問診項目16、481 その他の問診項目17、482 その他の問診項目18、483 その他の問診項目19、484 その他の問診項目20、485 その他の問診項目21、486 その他の問診項目22、487 その他の問診項目23、488 その他の問診項目24、489 その他の問診項目25、490 その他の問診項目26、491 その他の問診項目27、492 その他の問診項目28、493 その他の問診項目29、494 その他の問診項目30、495 その他の問診項目31、496 その他の問診項目32、497 その他の問診項目33、498 その他の問診項目34、499 その他の問診項目35、500 その他の問診項目36、501 その他の問診項目37、502 その他の問診項目38、503 その他の問診項目39、504 その他の問診項目40、505 目安ピーク値 2SD、506 目安同年齢値 2SD、507 方法、508 部位、509 年齢、510 うつ予防以外、511 運動機能①、512 運動機能②、513 栄養改善、514 口腔機能、515 閉じこもり、516 認知症、517 うつ、518 運動機能測定、519 予備、520 特定高齢者候補、521 反復唾液嚥下テスト、522 運動機能、523 栄養改善①、524 栄養改善②、525 口腔機能①、526 口腔機能②、527 医師判定区分、528 聴力 右1000H、529 左1000H、530 聴力 右4000H、531 左4000H、532 血圧(高)、533 血圧(低)、534 採血時間(食後)、535 血糖 随時-空腹時、536 随時-空腹時区分、537 血糖75G負荷 30分後値、538 血糖75G負荷 1時間値、539 血糖75G負荷 2時間値、540 血糖75G負荷 3時間値、541 血色素、542 GOT値(AST)、543 GPT値(ALT)、544  $\gamma$ -GTP値(GGT)、545 KW、546 視診(口腔内含む)、547 打聴診、548 触診(間接稼動域含む)、549 血圧(収縮期2回目)、550 血圧(拡張期2回目)、551 血圧(収縮期その他)、552 血圧(拡張期その他)、553 心電図所見有無、554 生活機能評価の結果1、555 生活機能評価の結果2、556 生活機能評価の結果3、557 医師の診断、558 診断をした医師名、559 検査方法(収縮期血圧1)、560 検査方法(拡張期血圧1)、561 検査方法(収縮期血圧2)、562 検査方法(拡張期血圧2)、563 検査方法(収縮期血圧3)、564 検査方法(拡張期血圧3)、565 検査方法(アルブミン)、566 検査方法(予備)、567 生活機能チェックシート実施日、568 視診・触診、569 心電図、570 移行元検診種別、571 受診券発行保険者番号、572 受診券有効期限、573 送付元(機関)、574 送付元(国保連)、575 データ取込み日(機関)、576 データ取込み日(国保連)、577 内蔵脂肪面積、578 内蔵脂肪判定、579 理学的検査(身体診察)、580 血圧(収縮期)、581 血圧(拡張期)、582 血圧判定、583 採血時間、584 脂質判定、585 HbA1c(JDS値)、586 血糖判定、587 血清クレアチニン、588 血清尿酸、589 貧血検査実施理由、590 心電図実施理由、591 眼底H(右)、592 眼底S(右)、593 眼底 SCOTT、594 眼底検査所見有無、595 眼底実施理由、596 メタボリックシンドローム判定、597 医師の判断、598 判断した医師の氏名、599 保健指導レベル、600 既往歴有無、601 既往歴、602 他覚症状有無、603 他覚症状、604 薬剤治療の有無(血糖)、605 薬剤治療の有無(脂質)、606 薬剤治療の有無(血圧)、607 薬剤(血糖)、608 薬剤(脂質)、609 薬剤(血圧)、610 服薬理由(血糖)、611 服薬理由(脂質)、612 服薬理由(血圧)、613 脳卒中の罹患・治療あり、614 心臓病の罹患・治療あり、615 腎不全の罹患・治療あり、616 貧血といわれたことがある、617 タバコを習慣的に吸っている、618 20歳の時から10KG以上増加、619 30分以上の運動を、620 日常生活において歩行又は、621 同世代の同姓と比較して、622 1年間で体重の増減が $\pm$ 3KG以、623 人と比較して食べる速度が速い、624 就寝前の食事が週に3回以上、625 夕食後の間食が週3回以上、626 朝食を抜くことが週3回以上、627 お酒を飲む頻度、628 1日あたりの飲酒量、629 睡眠で休養が得られている、630 生活習慣を改善してみようと思う、631 保健指導を利用する、632 問診15、633 問診16、634 電話連絡でもよいか、635 問診18、636 問診19、637 問診20、638 STEP1(腹囲)、639 STEP1(BMI)、640 STEP2(血糖)、641 STEP2(血圧)、642 STEP2(血圧)、643 STEP2(喫煙)、644 STEP4(前期高齢者)、645 STEP4(服薬)、646 保健指導、647 眼底 H(左)、648 眼底 S(左)、649 不整脈、650 心雑音、651 PSA、652 生活機能評価、653 1日のタバコ本数、654 喫煙年数、655 喫煙指数、656 保険区分、657 リスク要因1、658 リスク要因2、659 リスク要因3、660 リスク要因4、661 リスク要因5、662 リスク要因6、663 リスク要因7、664 リスク要因8、665 リスク要因9、666 リスク要因10、667 リスク要因11、668 リスク要因12、669 リスク要因13、670 リスク要因14、671 リスク要因15、672 リスク要因16、673 リスク要因17、674 リスク要因18、675 リスク要因19、676 リスク要因20、677 リスク要因21、678 リスク要因22、679 リスク要因23、680 リスク要因24、681 リスク要因25、682 リスク要因26、683 リスク要因27、684 リスク要因28、685 リスク要因29、686 リスク要因30、687 リスク要因31、688 リスク要因32、689 リスク要因33、690 リスク要因34、691 リスク要因35、692 リスク要因36、693 リスク要因37、694 リスク要因38、695 リスク要因39、696 リスク要因40、697 リスク要因41、698 リスク要因42、699 リスク要因43、700 リスク要因44、701 リスク要因45、702 リスク要因46、703 リスク要因47、704 リスク要因48、705 リスク要因49、706 リスク要因50、707 特定健診機関番号、708 特定健診機関名称、709 特定健診機関郵便番号、710 特定健診機関所在地、711 特定健診機関電話番号、712 保険者番号、713 被保険者証等記号、714 被保険者証等番号、715 受診者氏名、716 受診者郵便番号、717 受診者住所、718 検査方法(腹囲)、719 検査方法(GOT)、720 検査方法(GPT)、721 検査方法( $\gamma$ -GT)、722 検査方法(HDLコレ)、723 検査方法(LDLコレ)、724 検査方法(中性脂肪)、725 検査方法(空腹時血糖)、726 検査方法(随時血糖)、727 検査方法(HBA1C)、728 検査方法(尿糖)、729 検査方法(尿蛋白)、730 負担金有無、731  $\times$ 受診番号、732 HbA1c(NGSP値)、733 禁煙希望、734 eGFR、735 心電図 選択理由、736 眼底 選択理由、737 間接番号、738 生活上指導区分、739 医療上指導区分、740 肺がん結果、741 要精密検査所見、742 精検不要、743 禁煙教室、744 一次精検区分1、745 一次精検区分2、746 一次所見、747 一次精検区分、748 個人番号、749 検診区分、750 口腔がんの知識、751 シコリや腫れ、752 歯を抜いた後、傷が治らない、753 しみたり、痛む、754 入れ歯や冠があたる、755 口内炎が治らない、756 出血する、757 自覚症状への受診、758 自覚症状への受診科、759 既往歴内容、760 喫煙習慣、761 飲酒習慣、762 所見内容、763 細胞診、764 細胞診判定区分、765 口腔がん検診を受けたことがある、766 一次検診受診有無、767 一次検診受診日、768 総合診断名、769 尿検査、770 血圧、771 眼底、772 貧血、773 食事指導有無、774 運動指導有無、775 休息指導有無、776 嗜好指導有無、777 肝機能、778 脂質、779 腎機能、780 B型肝炎、781 C型肝炎、782 糖尿病、783 食事指導、784 運動指導、785 休息指導、786 嗜好指導、787 所在地、788 精検訪問年月日、789 医療機関名、790 精検に伴う偶発症の有無、791 診断・所見、792 二次根拠内容、793 治療方針、794 頸部細胞診、795 体部細胞診、796 採取方法、797 検体適否、798 頸部結果、799 体部、800 コルボスコピー、801 組織検査、802 がん病期、803 診断方法、804 大腸がん以外の所見、805 病期、806 1次検診受診有無、807 BM D値、808 血液検査Ca、809 血液検査P、810 血液検査Al、811 部位・進行度、812 その他所見、813 肺がん間接受診有無、814 肺がん喀痰受診有無、815 肺がん喀痰検査受診日、816 肺がん痰検査受診有無、817 肺がん痰検査受診日、818 がん分類 主要占拠部位、819 TNM分類、820 組織分類、821 病期分類、822 更新日、823 更新日、824 喫煙区分、825 喫煙開始年齢、826 禁煙年齢、827 喫煙本数、828 BI指数、829 血痰有無、830 飲酒区分、831 飲酒開始年齢、832 禁煙年齢、833 飲酒年数、834 飲酒量、835 1日の摂取量 エネルギー量、836 1日の摂取量 塩、837 1日の平均歩数、838 処理月、839 おかずの味付けは濃いほう、840 味噌汁を1日2杯以上飲む、841 漬物を1日2回以上食べる、842 おかずにさらに醤油等をかける、843 醤油の代わりに香辛料をかける、844 麺類の汁を飲みます、845 塩蔵品を週3回以上食べる、846 乳製品を1日1回は食べる、847 お腹いっぱいまで食べる、848 肉料理を週2回以上食べる、849 肉の脂身を食べる、850 鶏肉の皮を食べる、851 卵を週3回以上食べる、852 魚卵を週2回以上食べる、853 魚の内臓を食べる、854 イカ、エビを週3回以上食べる、855 しらすぼしを毎日食べる、856 パターを週1回以上食べる、857 マヨネーズを週1回以上食べる、858 洋菓子類を週2回以上食べる、859 牛乳は低脂肪牛乳を飲んでいる、860 間食または夜食を毎日している、861 ジュース等を毎日飲む、862 魚を週3回以上食べる、863 肉または魚を毎日1回は食べる、864 肉、魚の量は他人より少ない、865 おかずの量、品数は他人より多い、866 1日3食、規則正しとっている、867 野菜を毎食、食べている、868 果物を毎日、食べている、869 大豆製品を毎日食べている、870 アルコールを1日1合以上飲む、871 1日30分以上早足で歩く、872 階段より

も、エスカレータを使う、873 12時以降に寝る、週3回以上、874 朝、疲労感が残る、週3回以上、875 毎日ストレスを感じる、876 タバコをやめたい半年以内に、877 食べ過ぎだと思いませんか、878 間食が多い、879 砂糖入コーヒー・ジュースを飲む、880 運動をしない、881 仕事で汗をかくことがない、882 病院での指導がストレスになった、883 体はどうなっても欲望のままに生、884 散歩を続けると気持ちよかった、885 散歩に適した道路がない、886 生活習慣 48、887 生活習慣 49、888 生活習慣 50、889 生活習慣 51、890 生活習慣 52、891 生活習慣 53、892 生活習慣 54、893 生活習慣 55、894 生活習慣 56、895 生活習慣 57、896 生活習慣 58、897 生活習慣 59、898 生活習慣 60、899 現病名、900 区分、901 治療開始年齢、902 保険者区分、903 撮影方向、904 乳腺濃度、905 歯肉出血BOP(17または16、906 歯肉出血BOP(11)、907 歯肉出血BOP(26または27、908 歯肉出血BOP(47または46、909 歯肉出血BOP(31)、910 歯肉出血BOP(36または37、911 歯肉出血BOP(最大値)、912 歯周ポケットPD(17または1、913 歯周ポケットPD(11)、914 歯周ポケットPD(26または2、915 歯周ポケットPD(47または4、916 歯周ポケットPD(31)、917 歯周ポケットPD(36または3、918 歯周ポケットPD(最大値)、919 歯石の付着、920 粘膜所見、921 DXA検査骨量値、922 DXA検査判定、923 エックス線検査骨量値、924 エックス線検査判定、925 CT検査骨量値、926 CT検査判定、927 超音波検査骨量値、928 超音波検査判定、929 検診方式、930 検診会場、931 PSA値、932 重篤な偶発症、933 精検受診状況、934 問診、935 フィルムNo、936 受診者コード、937 過去受診有無、938 過去受診年、939 過去受診結果、940 過去受診結果詳細、941 前立腺や泌尿器の病気有無、942 前立腺や泌尿器の病名、943 現在治療中の病気有無、944 現在治療中の病名、945 自覚症状その他、946 血縁者(父)、947 血縁者の前立腺がんその他、948 血縁者(祖父)、949 血縁者(兄弟)、950 血縁者(おじ)、951 血縁者(子)、952 尿の回数が多い、953 尿が出にくい、954 排尿後に尿が残っている感じ、955 あなたの現在の健康状態、956 毎日の生活に満足しているか、957 1日3食きちんと食べているか、958 半年前より固いものが食べにくい、959 お茶や汁物等でむせることがある、960 半年で2~3kg以上の体重減少、961 以前より歩く速度が遅くなった、962 この1年間に転んだことがあるか、963 運動を週に1回以上しているか、964 物忘れがあるとと言われるか、965 何月何日かわからない時があるか、966 たばこを吸うか、967 週に1回以上は外出しているか、968 家族や友人と付き合いがあるか、969 体調が悪い時相談できる人がいる、970 調定日、971 検査数値、972 実施医療機関所在地、973 結果、974 二次検診実施医師、975 精検実施有無、976 検査方法1、977 検査方法2、978 検査方法3、979 所見その他、980 判定:経過観察期間、981 備考、982 他医療機関紹介日、983 紹介医療機関、984 精検結果報告書記載日





## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置
- : 全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。
- : 全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。
- : 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。
- ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
- : 外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
- : 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。
- : 特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に保管し、退庁時には執務室の施錠を行う。
- : 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。
- : 機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
- : 特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

- ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
  - ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
  - ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
  - ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
  - ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
  - ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- ②特定個人情報を使用する場面を、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会する場面に限定している。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。</li> <li>・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守</li> <li>・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定</li> <li>・提供されるサービスレベルの保証</li> <li>・従業員に対する教育の実施</li> <li>・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止</li> <li>・業務上知り得た情報の守秘義務</li> <li>・再委託に関する制限事項の遵守</li> <li>・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等</li> <li>・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務</li> <li>・市による監査、検査</li> <li>・契約に違反した場合の損害賠償請求等</li> <li>・情報漏えい等の防止のための適正管理義務</li> <li>・提供された情報の複写等の禁止</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。          なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない              4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</li> <li>: 委託先から他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。</li> <li>: 委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。</li> <li>: 特定個人情報をデータで提供する場合、必要に応じてファイル暗号化又はパスワードの設定を行っている。</li> <li>: 必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク</li> <li>: 委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。</li> <li>: 委託先から任意の様式により消去結果に係る書面を提出してもらっている。</li> <li>: 必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託に関するリスク</li> <li>: 国と当該システムの運用保守事業者で締結された「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約書」において、再委託を必要とするときは国の承認を受けなければならないこと、再委託先の行為は委託先の行為とみなすこと、再委託先は委託先と同等の義務を負うこととしている。</li> </ul>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・文書照会等により書類で情報提供する場合は、提供の際に記録を残している。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 : 特定個人情報の提供・移転は、複数回の確認をした上で行う。</li> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク : 特定個人情報が不正確又は最新でないことが判明した場合、訂正後、提供先・移転先に通知し、誤った情報に基づく事務の執行を防止する。</li> </ul>		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)    [ ] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<情報連携端末の運用における措置> ・情報照会・入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにしている。  <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。  <中間サーバーの運用における措置> ・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。 ・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;健康管理システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康管理システムで担保している。</li> </ul> <p>&lt;健康管理システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを必要に応じて確認する。</li> <li>・情報提供は複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・操作ログは健康管理システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>: 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>: 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>: 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>: 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	



<p>その他の措置の内容</p>	<p>◆物理的対策        &lt;佐倉市における措置&gt;        :特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。        :特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置しない。また退庁時には執務室を施錠している。        :特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。        :特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。        :特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。        :特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。        :特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;        ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;        ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。        ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>◆技術的対策        &lt;佐倉市における措置&gt;        :ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。        :OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。        :ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。        :ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。        :侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。        :必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;        ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。        ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。        ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;        ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。        ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。        ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。        ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。        ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。        ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。        ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。        ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>◆その他の対策        &lt;佐倉市における措置&gt;        ・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。        ・保守作業を実施する際には、作業員に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</p>
------------------	--

	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>【物理的対策】  ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。  主に以下の物理的対策を講じている。  ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理  ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】  ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。  主に以下の技術的対策を講じている。  ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。  ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。  ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。  ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。  ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。  ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク  : 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置  : 特定個人情報の消去にあたっては、業務責任者の承認を得た上で実施する。  : 保存期限の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている      [    ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> <li>・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。</li> <li>・委託先に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> <li>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。</li> </ul> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(以下「確認事項」という)に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</li> </ul>	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 母子保健ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、予防接種対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの請求・届出情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSから入手する場合は、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されているため、目的外の入手を抑止している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。</li> <li>・マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービス検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、予め定められた窓口（職員による受付等）、郵送（書留等）に限定している。</li> <li>・健康管理システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー（個人番号）カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作していただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じている。</li> </ul> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。</li> <li>・住民基本台帳システム上の情報に変更が発生した場合は、健康管理システムに随時連携するようになっており、また、システム上自動で連携されないものについては変更該当者のリストを出力し、職員が健康管理システム上に入力、更新を行う。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> <li>・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。</li> <li>・届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムへのアクセスにおいては、2要素認証を実施している。</li> <li>・健康管理システムの該当事務機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行う。</li> <li>・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る</li> <li>・健康管理システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている</p>



リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムへのアクセスにおいて、2要素認証を実施している。</li> <li>・法令等に基づき、適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしている。</li> <li>・ユーザID/パスワード及びICカードの発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時に速やかに実施している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</li> <li>・健康管理システムの操作ログ(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)をユーザID単位で取得し、追跡可能な形式で管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。</li> <li>: 全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。</li> <li>: 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul> </li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <ul style="list-style-type: none"> <li>: 外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。</li> <li>: 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。</li> <li>: 特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に保管し、退庁時には執務室の施錠を行う。</li> <li>: 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。</li> <li>: 機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。</li> <li>: 特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。</li> </ul> </li> </ul>	





リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;健康管理システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康管理システムで担保している。</li> </ul> <p>&lt;健康管理システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを必要に応じて確認する。</li> <li>・情報提供は複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・操作ログは健康管理システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>: 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>: 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>: 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;  1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容

◆物理的対策

<佐倉市における措置>

:特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。  
:特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置しない。また退庁時には執務室を施錠している。  
:特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。  
:特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。  
:特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。  
:特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。  
:特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  
②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

◆技術的対策

<佐倉市における措置>

:ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。  
:OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。  
:ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。  
:ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。  
:侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。  
:必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  
・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  
・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  
②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  
③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  
④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  
⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  
⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  
⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  
⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

◆その他の対策

<佐倉市における措置>

・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。  
・保守作業を実施する際には、作業者に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク : 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 特定個人情報の消去にあたっては、業務責任者の承認を得た上で実施する。 : 保存期限の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> <li>・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。</li> <li>・委託先に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</li> <li>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。</li> <li>・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。</li> <li>・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</li> </ul>		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 健康診査ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、予防接種対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの請求・届出情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSから入手する場合は、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されているため、目的外の入手を抑止している。</li> <li>・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置                      : 住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、予め定められた窓口(職員による受付等)、郵送(書留等)に限定している。                      : 健康管理システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。</li> <li>・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置                      : 入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。                      : 住民基本台帳システム上の情報に変更が発生した場合は、健康管理システムに随時連携するようになっており、また、システム上自動で連携されないものについては変更該当者のリストを出力し、職員が健康管理システム上に入力、更新を行う。                      : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職種で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置                      : 庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。                      : 届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムへのアクセスにおいては、2要素認証を実施している。</li> <li>・健康管理システムの該当事務機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行う。</li> <li>・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る</li> <li>・健康管理システムには、健康管理事務に関係のない情報を保有しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムへのアクセスにおいて、2要素認証を実施している。</li> <li>・法令等に基づき、適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。</li> <li>・アクセス権限は定期的に見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしている。</li> <li>・ユーザID/パスワード及びICカードの発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時に速やかに実施している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</li> <li>・健康管理システムの操作ログ(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)をユーザID単位で取得し、追跡可能な形式で管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

**特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

- ・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置
  - :全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。
  - :全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。
  - :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。
- ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク
  - :外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
  - :特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。
  - :特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に保管し、退庁時には執務室の施錠を行う。
  - :保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。
  - :機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
  - :特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない**

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。</li> <li>・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守</li> <li>・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定</li> <li>・提供されるサービスレベルの保証</li> <li>・従業員に対する教育の実施</li> <li>・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止</li> <li>・業務上知り得た情報の守秘義務</li> <li>・再委託に関する制限事項の遵守</li> <li>・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等</li> <li>・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務</li> <li>・市による監査、検査</li> <li>・契約に違反した場合の損害賠償請求等</li> <li>・情報漏えい等の防止のための適正管理義務</li> <li>・提供された情報の複写等の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

**特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

- ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
  - :委託先から他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。
  - :委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。
  - :特定個人情報をデータで提供する際、必要に応じてファイル暗号化又はパスワードの設定を行っている。
  - :必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。
- ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク
  - :委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。
  - :委託先から任意の様式により消去結果に係る書面を提出してもらっている。
  - :必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ <input type="checkbox"/> ] 提供・移転しない			
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている	<input type="checkbox"/> 2) 定めていない		
<table border="1"> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td></td> </tr> </table>	ルールの内容及びルール遵守の確認方法				
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(提供)			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;情報連携端末の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会・入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である		

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;健康管理システムのソフトウェアにおける措置&gt;          ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう健康管理システムで担保している。</p> <p>&lt;健康管理システムの運用における措置&gt;          ・健康管理システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを必要に応じて確認する。          ・情報提供は複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。          ・操作ログは健康管理システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;          ・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。          ・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          : 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          : 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          : 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。          : 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>◆物理的対策 &lt;佐倉市における措置&gt; : 特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 : 特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置しない。また退庁時には執務室を施錠している。 : 特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。 : 特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 : 特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 : 特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 : 特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>◆技術的対策 &lt;佐倉市における措置&gt; : ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 : OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 : ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 : ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 : 侵入検知システム (IDS) を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 : 必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。</p>



	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>◆その他の対策</p> <p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。</li> <li>・保守作業を実施する際には、作業員に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>: 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</p> <p>: 特定個人情報の消去にあたっては、業務責任者の承認を得た上で実施する。</p> <p>: 保存期限の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
8. 監査	
実施の有無	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査</p>
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;佐倉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。</li> <li>・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。</li> <li>・集合教育は必要に応じて実施している。</li> <li>・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。</li> <li>・委託先に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

<ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(4) 養育医療給付ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの請求・届出情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。</li> <li>・市町村CSから入手する場合は、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されているため、目的外の入手を抑止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、予め定められた窓口（職員による受付等）、郵送（書留等）に限定している。 : 養育医療給付ファイルは、利用できる職員を限定している。</li> <li>・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 : 入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。 : 入手した特定個人情報は、定められたルールに則り、表計算ソフトの台帳へ記載している。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・表計算ソフトの台帳には、養育医療給付事務に関係のない情報を保有しない。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p style="text-align: center;">[    行っている    ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 行っている            2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルサーバへのアクセスにおいて、2要素認証を実施している。</li> <li>・表計算ソフトの台帳はファイルサーバに保存し、適切なアクセス制御を行っている。</li> <li>・アクセス権限は定期的に見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしている。</li> <li>・ユーザID/パスワード及びICカードの発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時に速やかに実施している。</li> <li>・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</li> <li>・操作ログ（ファイル更新、印刷、外部媒体への出力等）をユーザID単位で取得し、追跡可能な形式で管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置  
 :全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。  
 :全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。  
 :各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク  
 :外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。  
 :特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。  
 :特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に保管し、退庁時には執務室の施錠を行う。  
 :保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。  
 :機器を廃棄若しくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。  
 :特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・文書照会等により書類で情報提供する場合は、提供の際に記録を残している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置</li> <li>・特定個人情報の提供・移転は、複数回の確認をした上で行う。</li> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</li> <li>・特定個人情報が不正確又は最新でないことが判明した場合、訂正後、提供先・移転先に通知し、誤った情報に基づく事務の執行を防止する。</li> </ul>		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)    [ ] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;表計算ソフトの台帳の業務運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会・入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。</li> <li>・操作ログを記録しており、処理実施者、操作日時を把握している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>(※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</li> <li>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> <li>・中間サーバー接続端末の情報照会機能(特定個人情報の情報照会及び情報提供受領)の利用にあたっては、事前に情報照会の内容について、上長の承認を得た上で実施する運用を義務付けている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;表計算ソフトの台帳の運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供は、複数の職員で担当し、確認を行う。</li> <li>・操作ログを記録しており、処理実施者、操作日時を把握している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないようシステムで担保している。</li> <li>・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。</li> <li>・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>: 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>: 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>: 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>
---







特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク  
 : 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置  
 : 特定個人情報の消去にあたっては、業務責任者の承認を得た上で実施する。  
 : 保存期限の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。

8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<佐倉市における措置> ・新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。 ・委託先に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、行政管理課に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	佐倉市 健康推進部 健康推進課、母子保健課 住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2丁目27 電話: 健康推進課 043-485-6711 母子保健課 043-485-6712 佐倉市 こども支援部 こども家庭課(養育医療給付事務のみ) 住所: 〒285-0825 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残すとともに回答します。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年2月6日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	

③結果

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 基本情報 2システム4	④システムの機能に追加	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 〔○〕その他	ワクチン接種記録システム (VRS)	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために 特定個人情報を使用する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために 特定個人情報を使用する。	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために 特定個人情報を使用する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2に追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所※	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	① 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	① 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム (VRS)を通じて入手する。	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム (VRS)を通じて入手する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のための個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用

令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞に追加	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまいうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びリスクに対する措置 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	その他の措置の内容に追加	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(以下「確認事項」という)」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(以下「確認事項」という)」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和3年12月20日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞	・確認事項第6条(IT室の責任)により、VRSの機能の提供(㈱ミラボ社に委託する事項を含む。)及び市区町村に提供する専用端末(VRSタブレット端末)の利用により発生する事故を原因として発生した損害については、市区町村の故意又は重大な過失を除き内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が責任を負う。	削除	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添) 特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号 ・ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓、別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目/3回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号 ・ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓、別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月29日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	同一統合パッケージシステム・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)	同一統合パッケージシステム・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年7月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	
令和4年7月21日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事前	

令和4年7月21日	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<※文末追加>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</li> </ul>	事前	
令和4年7月21日	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>リスク:委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	事前	
令和4年7月21日	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク:特定個人情報の漏えい・滅失、毀損リスク その他の措置の内容</p>	<※文末追加>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については、専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	事前	
令和5年2月6日	<p>I 基本情報 4.個人番号の利用</p>		削除	事後	特定個人情報保護評価指針の改正によるもの
令和5年2月6日	<p>I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>		削除	事後	特定個人情報保護評価指針の改正によるもの
令和5年2月6日	<p>I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	追加	<p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p>	事後	適切な記載を追加



令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 5 特定個人情報の提供移転	追加	提供移転の有無 提供を行っている 法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 提供先における用途: 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 提供する: 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 提供する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲: 当市の検診を受診した市民 提供方法: 情報提供ネットワークシステム 時期・頻度: 照会を受けたら都度	事後	適切な記載を追加
令和5年2月6日	(別添1)ファイル記録項目(1)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目/3回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号	事後	適切な記載を追加
令和5年2月6日	III リスク対策(3) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容 目的外の入手が行われるリスク	追加	<情報連携端末の運用における措置> ・情報照会・入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにしている。  <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。  <中間サーバーの運用における措置> ・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。 ・中間サーバー側において、操作ログを取得し <表計算ソフトの台帳の運用における措置> ・情報提供は、複数の職員で担当し、確認を行う。 ・操作ログを記録しており、処理実施者、操作日時を把握している。	事後	適切な記載を追加
令和5年2月6日	III リスク対策(3) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容 不正な提供が行われるリスク	追加	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	適切な記載を追加

令和5年2月6日	Ⅲ リスク対策 (3) 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	追加	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>：中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>：中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>：特定個人情報情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	事後	適切な記載を追加
令和5年2月6日	I、1、②事務の内容	母子保健法に基づき、住民からの妊娠届出を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。	母子保健法に基づき、妊娠届出を受けて、母子健康手帳の交付及び必要な保健指導を行う。窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領し、妊婦本人であることを確認する。	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5を追加 ①システムの名称に追加	サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5 ②システムの機能に追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</li> <li>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</li> </ul>	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5 ③他のシステムとの接続に追加	その他(他のシステムとは接続しない)	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	Ⅱ、1(2)母子保健ファイル	3②入手方法 その他に追加	サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	Ⅲ、1(2)母子保健ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	リスク1：目的外の入手が行われるリスクに追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービス検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	Ⅲ、1(2)母子保健ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</li> <li>：住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、予め定められた窓口(職員による受付等)、郵送(書留等)に限定している。</li> <li>：健康管理システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】</li> <li>・住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、予め定められた窓口(職員による受付等)、郵送(書留等)に限定している。</li> <li>・健康管理システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、マイナンバー(個人番号)カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作していただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものかを明示することで、過剰な負担をかけることなく電子申請を実施していただけるよう措置を講じている。</li> </ul>	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	Ⅲ、1(2)母子保健ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報情報が不正確であるリスクに対する措置</li> <li>：入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。</li> <li>：住民基本台帳システム上の情報に変更が発生した場合は、健康管理システムに随時連携するようになり、また、システム上自動で連携されないものについては変更該当者のリストを出力し、職員が健康管理システム上に入力、更新を行う。</li> <li>：職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【入手した特定個人情報情報が不正確であるリスクに対する措置】</li> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。</li> <li>・住民基本台帳システム上の情報に変更が発生した場合は、健康管理システムに随時連携するようになり、また、システム上自動で連携されないものについては変更該当者のリストを出力し、職員が健康管理システム上に入力、更新を行う。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> <li>・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表

令和5年2月6日	Ⅲ、1(2)母子保健ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定すること :届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。	【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・届出・請求書等の保管場所の施錠管理を徹底している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	Ⅲ、1(2)母子保健ファイル 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	その他の措置の内容 ◆技術的対策の文末に追加	<サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	V評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和5年2月6日	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、3の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項)	事後	適切な記載に変更
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (1)予防接種ファイル	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目/3回目/4回/5回)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回・接種日 ・ワクチンメーカー・ロット番号	事前	
令和5年3月17日	Ⅲリスク対策 特定個人情報ファイル名 (1)予防接種ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。	事前	
令和5年3月17日	Ⅲリスク対策 特定個人情報ファイル名 (1)予防接種ファイル 2. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事前	
令和5年3月17日	Ⅲリスク対策 特定個人情報ファイル名 (1)予防接種ファイル 2. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	事前	
令和6年2月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (1)予防接種ファイル	1 宛名番号～70 抗体検査番号	1 宛名番号～70 抗体検査番号、71 HPV過去ワクチン確認結果、72 抗体価範囲 ※項番71、72を追加。	事後	適切な記載を追加

令和6年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 予防接種ファイル	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号～・ロット番号	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号～・ロット番号 ・接種判定 ・接種会場 ・問診医 ・接種医 ・接種量 ・未接種理由 ・予診フラグ ・特記事項 ・調停日 ・VRS取込日 ・VRS移出日 ・3回目接種券出力日 ・4回目接種券出力日 ・5回目接種券出力日 ・6回目接種券出力日 ・7回目接種券出力日 ・8回目接種券出力日  ※接種判定以降の項目を追加。	事後	適切な記載を追加
令和6年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 母子保健ファイル	1 西暦年度～、376 かかりつけの歯科医師を持つ、377 M:精神、378 眼科二次精健理由1～、696 歯科発達状況 月齢	1 西暦年度～376 かかりつけの歯科医師を持つ、377 眼科二次精健理由1～695 歯科発達状況 月齢、696 実施自治体区分～884 付箋ピンク  ※項番377を削除(誤記による)、378から696まで項番を1ずつ減じる、項番696以降の項目を追加。	事後	適切な記載を追加
令和6年2月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 健康診査ファイル	1 西暦年度～、901 治療開始年齢	1 西暦年度～、901 治療開始年齢、902 保険者区分～、984 精検結果報告書記載日  ※項番902以降を追加。	事後	適切な記載を追加
令和6年2月13日	II. 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和6年2月13日	III. 7. その他の措置の内容	追加	◆物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加 ◆技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和6年2月13日	III. 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和6年2月13日	III. 10. その他のリスク対策	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和6年2月13日	IV 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求 ② 請求方法	【R5.3.31まで】 佐倉市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 自己情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出していただきます。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。 郵送による請求は、認めておりません。  【R5.4.1以降】 個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。	個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	I. 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)等を用いて、特別臨時接種として実施した予防接種の対象者名簿及び接種記録の管理を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和6年3月29日	I. 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ② システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・接種対象者及び接種記録の管理 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の作成	事前	
令和6年3月29日	1. 4個人番号の利用※法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	

令和6年3月29日	II.3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために 特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	事前	
令和6年3月29日	II.3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事前	
令和6年3月29日	II.4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p>	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	市町村長	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報	市町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意の得られた場合のみ)	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市に居住する予防接種の接種者	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法	その他(ワクチン記録システム(VRS))	(削除)	事前	
令和6年3月29日	II.5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた頻度	(削除)	事前	

<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅱ. 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所※</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 2特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村からの接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 2特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; ①新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 2特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事前</p>	



<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 2特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 2特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とする。意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会する場合に限定している。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ・転出元市区町村への個人番号の提供 各市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受け取る市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、各市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>Ⅲ. 7 特定個人情報の保管・消去 リスク・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については、専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和6年3月29日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目 (1)予防接種ファイル</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt; ・個人番号・宛番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回・接種日 ・ワクチンメーカー・ロット番号・接種判定・接種会場・問診医・接種医・接種量・未接種理由 ・予診フラグ・特記事項・調停日・VRS取込日・VRS移出力日・3回目接種券出力日・4回目接種券出力日・5回目接種券出力日・6回目接種券出力日・7回目接種券出力日・8回目接種券出力日 ・ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓、別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt; ・個人番号・宛番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回・接種日 ・ワクチンメーカー・ロット番号・接種判定・接種会場・問診医・接種医・接種量・未接種理由 ・予診フラグ・特記事項・調停日・VRS取込日・VRS移出力日・3回目接種券出力日・4回目接種券出力日・5回目接種券出力日・6回目接種券出力日・7回目接種券出力日 ・ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓、別姓、別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>事前</p>	

